議案第８号

守谷市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

守谷市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成３年守谷町条例第２６号）の一部を次のように改正する。

第１５条第３項を次のように改める。

３　償還金の支払猶予，償還免除，報告等，一時償還及び違約金については，法第１３条，第１４条第１項及び第１６条並びに令第８条，第９条及び第１２条の規定によるものとする。

第１６条を第１７条とし，第１５条の次に次の１条を加える。

（審査委員会）

第１６条　市長は，第３条の規定による災害弔慰金及び第９条の規定による災害障害見舞金の支給に関して，市長の諮問に応じて，専門的見地から審査し,及び答申する機関として,守谷市災害弔慰金等支給審査委員会を設置する。

附　則

（施行期日）

１　この条例は，令和３年４月１日から施行する。

（守谷市特別職の職員の給与，報酬，議員報酬，旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正）

２　守谷市特別職の職員の給与，報酬，議員報酬，旅費及び費用弁償に関する条例（昭和５３年条例第６号）の一部を次のように改正する。

別表第３附属機関の部障がい者介護給付等審査会の款の次に次のように加える。

災害弔慰金等支給審査委員会	委員長	日額	２０，０００	６０	１１，６００	１１，６００	２，４００
	委員	日額	１８，０００	６０	１１，６００	１１，６００	２，４００

令和３年３月１日　提　　出

守谷市長　松　丸　修　久

令和　　年　　月　　日　原案　決

議 案	頁 数
８号	1

提案理由（議案第８号）

提案の理由を申し上げます。

本案は，災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律等の施行により，災害援護資金の償還免除の対象範囲が拡大されたことなどから，守谷市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正するものです。

よろしく御審議の上，御決議のほどお願いいたします。

議 案	頁 数
８号	2

守谷市災害弔慰金の支給等に関する条例新旧対照表

改　　正	現　　行
（償還等） 第１５条　（略） ２　（略） ３　償還金の支払猶予，償還免除，報告等，一時償還及び違約金については，法第１３条，第１４条第１項及び第１６条並びに令第８条，第９条及び第１２条の規定によるものとする。 （審査委員会） 第１６条　市長は，第３条の規定による災害弔慰金及び第９条の規定による災害障害見舞金の支給に関して，市長の諮問に応じて，専門的見地から審査し，及び答申する機関として，守谷市災害弔慰金等支給審査委員会を設置する。 （規則への委任） 第１７条　この条例の施行に際し必要な事項は，規則で定める。	（償還等） 第１５条　（略） ２　（略） ３　償還免除，一時償還，違約金及び償還金の支払猶予については，法第１３条第１項，令第８条から第１１条までの規定によるものとする。 （新設） （規則への委任） 第１６条　この条例の施行に際し必要な事項は，規則で定める。

議案	頁数
８号	３

参考資料